別表第二を次のように改める。

別表第二

国及び規則上の国番号		共通構造部型式指定規則第五条の二の特定共通構造部 規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版、第零号第六改訂版、第零号第七改訂版又は第零号第八改訂版
ドイツ連邦共和国	1	○
フランス共和国	2	○
イタリア共和国	3	○
オランダ王国	4	○
スウェーデン王国	5	○
ベルギー王国	6	○
ハンガリー共和国	7	○
チェコ共和国	8	○
スペイン	9	○
セルビア共和国	10	○
グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国	11	○
オーストリア共和国	12	○
ルクセンブルク大公国	13	○
スイス連邦	14	○
ノルウェー王国	16	○
フィンランド共和国	17	○
デンマーク王国	18	○
ルーマニア	19	○
ポーランド共和国	20	○
ポルトガル共和国	21	○
ロシア連邦	22	○
ギリシャ共和国	23	○
アイルランド	24	○
クロアチア共和国	25	○
スロベニア共和国	26	○
スロバキア共和国	27	○
ベラルーシ共和国	28	○
エストニア共和国	29	○
モルドバ共和国	30	○
ボスニア・ヘルツェゴビナ	31	○
ラトビア共和国	32	○
ブルガリア共和国	34	○
カザフスタン共和国	35	○
リトアニア共和国	36	○
トルコ共和国	37	○
アゼルバイジャン共和国	39	○
北マケドニア共和国	40	○
アンドラ公国	41	○
欧州連合	42	○
ウズベキスタン共和国	44	
オーストラリア連邦	45	○
ウクライナ	46	○
南アフリカ共和国	47	○
ニュージーランド	48	○
キプロス共和国	49	○
マルタ共和国	50	○
大韓民国	51	○
マレーシア	52	○
タイ王国	53	
アルバニア共和国	54	○
アルメニア共和国	55	○
モンテネグロ	56	○
サンマリノ共和国	57	○
チュニジア共和国	58	○
ジョージア	60	○
エジプト・アラブ共和国	62	○
ナイジェリア連邦共和国	63	○
パキスタン	64	○
ウガンダ共和国	65	○
フィリピン共和国	66	○
ベトナム社会主義共和国	67	
キルギス共和国	68	○
カンボジア王国	69	
モンゴル国	70	○

備考

○印は、各欄に掲げる国が、共通構造部型式指定規則第五条の二の特定共通構造部について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

（道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正）

第五条　道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第六百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験） **第二条**　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第三号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。	（審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験） **第二条**　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第三号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

改正後

第十六号	第六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第十条第六項に定める基準に係る試験

改正前

第十四号	第六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第十条第六項に定める基準に係る試験